①　特許証（登録証）

（1）特許原簿への登録

特許査定になり30日以内に特許料を納付すると特許原簿に登録され、特許権が発生します。特許権の移転や実施権の設定などの記録は、特許原簿で確認することができます。なお、公的証明書として裁判所などに提出する場合は、特許庁から認証付き特許原簿を交付してもらいます。

（2）特許証の発行

登録後2～3週間で特許証が発送されます。維持年金の納付スケジュールが記載された書面も同封されますが、その後、各年の納付期限前に特許庁から通知などはありませんので、本人が期限管理する必要があります。

また、特許公報も発行され、J-PlatPatで検索できるようになります。PDFをダウンロードして印刷も可能です。

（3）名義変更

特許料を納付する前に名義変更すれば、登録後に名義変更するよりも料金が安いですし、新しい名義で特許証も作成されます。

（4）特許料の返還請求

特許料の納付額が足りないと特許庁から補充指令がありますが、誤って多く納めてしまった場合には、1年以内に返還請求すれば返してもらえます。もちろん、適正に収めた分については返還請求できません（例えば、数年分まとめて納付して、先の年分を返してもらうとか）。

（5）特許証の再発行

特許証を紛失・破損した場合は、特許庁に再交付を請求することができます（単に余分に欲しいからという理由では駄目です）。なお、名義変更等した後でも、登録時に交付された特許証と同じものとなります。

こちら特許部
NIPPO（ニッポウ）日峯国際特許事務所
〒310-0062 茨城県水戸市大町1-2-6 水戸プライムビル3F
ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。
☎ 029-228-5622
✉ info@nippo-patent.jp